

第2号様式の2 (第7条関係)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付 印 </div> 年 月 日 三重県知事 宛て	申 出 者	住所又は所在地	〒 (電話)
		氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
		事業所の名称及び所在地	〒
		担当者の氏名	(電話)
メ タ ン 発 酵 施 設 申 出 書			
中間処理 施設	名 称		
	所 在 地		
	処分業の許可年月日及び許可番号	年 月 日	
申 出 に 係 る 産 業 廃 棄 物 の 種 類			
申 出 に 係 る 産 業 廃 棄 物 の 処 分 の 方 法			
申 出 に 係 る 課 税 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
実績期間内にメタン発酵施設から回収したメタン回収ガスのうち、他人に売り渡した体積①		Nm ³	
実績期間内にメタン発酵施設から回収したメタン回収ガスのうち、自ら利用した体積②		Nm ³	
実績期間内において回収したメタン回収ガスのメタン濃度③		%	
実績期間内においてメタン発酵施設に搬入した産業廃棄物の重量④		トン	
メタン回収ガス発生率 ((①+②) × (③÷50) ÷④) (熱回収率)		Nm ³ /トン (%)	

(規格A4)

- 注1 この申出書は、三重県産業廃棄物税条例施行規則（以下「規則」という。）第7条第2項に規定する申出を行う場合に使用してください。
- 2 この申出における「メタン発酵施設」とは、搬入した産業廃棄物1トンあたりのメタン回収ガス発生率が107Nm³/トン（メタン濃度50%換算、発電効率10%相当）以上の回収能力を有するメタン発酵施設をいいます。
- 3 この申出書は、申出に係る課税期間の初日から起算して3月前までに提出してください。ただし、申出に係る課税期間の初日から起算して2年前の日が属する課税期間の初日において中間処理施設の使用が開始されていない場合にあっては、申出に係る課税期間の初日から起算して1月前までに提出してください。
- 4 この申出書には、実績期間内にメタン発酵施設から回収したメタン回収ガスのうち、他人に売却したガスがある場合には別表1を、自ら利用したガスがある場合には別表2を添付してください。
- 5 「事業所の名称及び所在地」の欄における「事業所」とは、規則第3条に規定する事業所をいいます。
- 6 「申出に係る産業廃棄物の種類」の欄には、規則第5条の表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載してください。
- 7 「申出に係る課税期間」の欄には、課税期間の範囲内において認定を受けようとする期間を記載してください。
- 8 この申出書における「実績期間」とは、申出に係る課税期間の初日から起算して2年前の日が属する課税期間をいいます。ただし、当該課税期間の初日においてメタン発酵施設の使用が開始されていない場合にあっては、当該申出の日前1年間をいいます。
- 9 「実績期間内にメタン発酵施設から回収したメタン回収ガスのうち、他人に売り渡した体積①」の欄には、別表1の「合計」の「① Nm³」の欄の体積（別表1が2枚以上になる場合は、それぞれの別表1の「合計」の「① Nm³」の欄の体積を集計した体積）を記載してください。
- 10 「実績期間内にメタン発酵施設から回収したメタン回収ガスのうち、自ら利用した体積②」の欄には、別表2の「合計」の「② Nm³」の欄の体積（別表2が2枚以上になる場合は、それぞれの別表2の「合計」の「② Nm³」の欄の体積を集計した体積）を記載してください。
- 11 「実績期間内において回収したメタンガス濃度③」の欄には、当該メタン発酵施設から回収したメタン回収ガスのメタン濃度の年平均値（月平均濃度の加重平均値）を記載してください。
- 12 「メタン回収ガス発生率」の欄に記載すべき数値に小数点第2位以下の端数があるときは、その端数を切捨ててください。なお、規則別表第2備考欄の2の算式による場合には、熱回収率の欄も記載し、その数値が10以上であることを証する書類等を添付してください。